

令和4年清瀬市議会第1回臨時会

市長提出議案

議案番号	議案名等	概要	議決日 結果
議案 第71号	専決処分の報告について(令和4年度清瀬市一般会計補正予算(第5号))	<p>令和4年度の市民税均等割が非課税の世帯及び家計急変世帯に対し、電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金として1世帯当たり一律5万円を支給するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定に基づき調製した令和4年度清瀬市一般会計補正予算(第5号)を同法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 令和4年第9号</p> <p>2 専決処分日 令和4年10月7日</p> <p>3 主な内容</p> <p>「令和4年度清瀬市一般会計補正予算(第5号)」を編成し、市民税均等割が非課税の世帯及び家計急変世帯に一律5万円の給付金を支給したものです。</p> <p>補正予算編成に伴う予算総額</p> <p>(1) 現予算総額 348億9,436万3千円</p> <p>(2) 補正予算額 6億2,257万4千円</p> <p>(3) 補正後予算総額 355億1,693万7千円</p> <p style="text-align: right;">財政課所管</p>	11月11日 承認
議案 第72号	令和4年度清瀬市一般会計補正予算(第6号)	<p>国際的な石油等の価格高騰並びに諸外国の政策金利上昇を起因として、国内における電力、ガス、食料品等の価格が異常に高騰し、市民生活を経済的に圧迫している現況に支援をするため、市は緊急的に経済対策事業を展開する必要から補正予算を編成するものです。</p> <p>併せて、令和5年度から高校生等を養育する家庭の保護者等に高校生等の医療費自己負担分を助成する制度を実施するにあたり、早急に実施準備を進める必要から事務的経</p>	11月11日 可決

		<p>費の予算化に向けて補正予算を編成するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 現予算額 355 億 1,693 万 7 千円</p> <p>2 歳入歳出補正予算額 2 億 2,148 万 9 千円</p> <p>3 補正後予算額 357 億 3,842 万 6 千円</p> <p>4 歳入 2 億 2,148 万 9 千円</p> <p>(1) 国庫支出金 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援分)) 1 億 5,676 万 7 千円</p> <p>(2) 都支出金 (障害者福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業、保育所等物価高騰緊急対策事業、高校生等医療費助成事務費及び出産・子育て応援事業補助金) 64,722 千円</p> <p>5 歳出 (主なもの) 2 億 2,148 万 9 千円</p> <p>民生費</p> <p>(1) 介護保険等推進事業 16,452 千円 (市内の介護施設へ燃料費及び物価高騰支援として補助金を支給)</p> <p>(2) 障害者施設運営助成等事業 16,757 千円 (市内の障害福祉施設へ燃料費及び物価高騰支援として補助金を支給)</p> <p>(3) 私立幼稚園等助成事業 22,716 千円 (通園バスの燃料費高騰分、園児の給食費 3 か月分及び物価高騰支援として補助金を支給)</p> <p>(4) 私立保育園等運営事業 18,966 千円 (園児の給食費 3 か月分及び物価高騰支援として補助金を支給)</p> <p>(5) 市立保育園運営管理事業 2,100 千円 (物価高騰分対策として、園児の給食費 3 か月分を補助)</p> <p>(6) 認証保育所助成事業 229 千円</p>	
--	--	--	--

		<p>(物価高騰分として補助金を支給)</p> <p>(7) 高校生等医療費助成事業 13,171 千円 (令和5年度から高校生等の医療費の自己負担分を助成する事業実施のための事務的経費)</p> <p>ア 消耗品費 420 千円 (返信用封筒及び医療証等の印刷費)</p> <p>イ 印刷製本費 270 千円 (プリンター整備、医療書保護ビニール購入)</p> <p>ウ 通信運搬費 1,028 千円 (電話設置及び通話料、郵便料)</p> <p>エ 委託料 9,693 千円 (システム改修。窓口及び電話対応、通知文の発送等の事務作業委託)</p> <p>オ 備品購入費 1,760 千円 (パソコン、机、椅子等什器購入)</p> <p>(8) 子ども家庭支援センター事業 201 千円 (市内の一時預かり事業実施施設に価格高騰支援として補助金を支給)</p> <p>(9) 母子保健事業 (ネウボラ事業) 24,436 千円 (産後の家事育児支援として、保育サービスを利用していない世帯の1歳及び2歳児に一人当たり5万円の家事支援家電購入費)</p> <p>衛生費</p> <p>(1) 省エネ家電買換補助事業 31,535 千円 (省エネ性の高い家電を購入した市民へ購入費用の一部を助成する制度を本年12月から実施。統一省エネラベルでエアコン「☆4つ以上」、冷蔵庫「☆3つ以上」の購入に際して10万円を限度に購入費用の2分の1を補助)</p> <p>教育費</p> <p>(1) 小学校給食事業及び中学校給食事業 74,926 千円 (物価高騰支援対策の一環として、児童及び生徒の保護者等から徴収する給食費を市が3か月分を補助)</p>	
--	--	--	--

		<p>6 債務負担行為</p> <p>医療費助成事業委託業務（令和4年度から令和7年度まで。令和5年度より実施する高校生等の医療費自己負担分助成制度の実施に向けた事務委託経費）</p> <p style="text-align: right;">46,000 千円</p> <p style="text-align: right;">財政課所管</p>	
議案 第73号	清瀬市高校生等の医療費の助成に関する条例	<p>市は、高校生等を養育する家庭の保護者等に、高校生等の医療費自己負担分の助成によって経済的支援を行い、併せて、高校生等の保健向上及び健全育成を図ることで、より広く子育て支援施策を展開できるようにするものです。</p> <p>令和5年度から、この医療費の自己負担分助成制度を実施するにあたり、申請及び助成措置等の基本的な条件等を規定するため、新規に条例を制定するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 助成内容</p> <p>高校生等を養育する者に、高校生等の通院（施術を含む。）、入院、調剤及び訪問看護に係る医療費の自己負担分を助成（通院時は一部負担あり。）</p> <p>2 対象者</p> <p>市内に住所を有する高校生等を養育する者であって、高校生の疾病又は負傷について国民健康保険等の規定により医療費の給付がされる者</p> <p>3 所得制限</p> <p>対象者の所得に応じて、規則で定めるところにより受給制限あり。</p> <p>4 一部負担</p> <p>通院（施術を含む。）に要する医療費には1通院当たり200円の一部負担金を求める。ただし、入院、調剤及び訪問看護に要する医療費には、一部負担を求めない。</p> <p>5 施行日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p style="text-align: right;">子育て支援課所管</p>	11月11日 可決